阿南市要綱第１１号

阿南市ＵＩＪターン促進事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、国の地方創生における阿南市の政策として、ＵＩＪターン（以下「移住」という。）希望者の安定した雇用の場が提供できるよう努めるとともに、市内企業（以下「事業者」という。）の事業活動を支援し、移住促進と産業振興を図るため、予算の範囲内で阿南市ＵＩＪターン促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付し、もって事業者が移住者の雇用に要する費用の一部を補助するものとし、補助金の交付に当たっては、阿南市補助金等交付規則（平成３０年阿南市規則第３号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによるものとする。

（対象事業者）

第２条　補助金の交付対象となる事業者（以下「対象事業者」という。）は、阿南市内で操業する従業員５人以上の事業者とする。

（算定対象者）

第３条　補助金の交付の算定基礎となる者（以下「算定対象者」という。）は、次の各号に掲げる条件の全てを満たす阿南市内に住所を有する者とする。

1. 対象事業者による新規採用に伴い、阿南市外から阿南市内に転入した者
2. 新規採用により平成３１年４月１日以後、対象事業者において就労を開始し、その後１２か月以上勤続する５０歳未満の者
3. 雇用期間を定めない労働者又はこれに準ずると認められる者
4. 雇用保険法（昭和４９年法律第１１６号）第４条第１項の規定に基づく被保険者として、同法第９条の規定に基づく確認を受けている者
5. 最低賃金法（昭和３４年法律第１３７号）で定める最低賃金を下回らない者
6. 厚生年金保険法（昭和２９年法律第１１５号）第９条の規定に基づく被保険者として、同法第１８条の規定に基づく確認を受けている者又は同法第１０条の規定に基づく許可を受けている者
7. 過去に算定対象者となっていない者

２　第１項各号の条件を満たさなくても、第１条に規定する趣旨に合致するものとして市長が認めた者は、これを算定対象者とすることができる。

　（適用除外）

第４条　前２条の規定にかかわらず、対象事業者又は算定対象者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団若しくは同条第６号に規定する暴力団員又は破壊活動防止法（昭和２７年法律第２４０号）第４条に規定する暴力主義的破壊活動を行う団体に属している場合には、補助金の交付をしないものとする。

（補助対象額）

第５条　補助対象額は、算定対象者１人当たり５０万円を上限として、新規採用された日から１年間で支給された賃金（労働基準法（昭和２２年法律第４９号）第１１条の賃金をいう。）の２０パーセント相当額とする。この場合において、その算定額に１，０００円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

（補助金交付申請書等）

第６条　補助金の交付を受けようとする対象事業者（以下「申請者」という。）は、規則第４条に規定するもののほか、次の書類を添付して、市長に補助金交付申請書を提出しなければならない。

1. 雇用証明書（記載すべき事項は、別に定める。）
2. 住民票の写し
3. その他市長が必要と認める書類

（交付申請期間）

第７条　前条の規定による補助金の交付申請期間は、毎年４月１日から翌年１月３１日までとする。

（補助金の交付決定）

第８条　市長は、第６条の規定により補助金交付申請書を受理したときは、必要に応じて現地調査を行い、その内容を審査した上、適当と認めたときは、補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）をし、申請者（以下「被交付決定者」という。）に通知するものとする。

（実績報告書等の提出）

第９条　被交付決定者は、交付決定後速やかに、次の書類を添付した実績報告書を提出して市長の審査を受けなければならない。

1. 事業実績書（記載すべき事項は、別に定める。）
2. その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第１０条　市長は、前条の規定による実績報告書を受理した場合には、必要に応じて現地調査等を行い、その内容を審査した上、適正と認めたときは、補助金の額を確定し、被交付決定者に通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第１１条　前条の規定による通知を受けた被交付決定者は、補助金交付請求書に当該通知に係る通知書の写しを添えて、市長に補助金の交付を請求するものとする。

（補助金の支払）

第１２条　市長は、前条の規定により補助金交付請求書を受理した後、速やかに第１０条の規定により確定した補助金額を支払うものとする。

（交付決定の取消し）

第１３条　市長は、被交付決定者が次の各号のいずれかに該当した場合には、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

⑴　対象事業者が偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

⑵　その他この要綱の規定に違反する事実が判明したとき。

（補助金の返還）

第１４条　市長は、前条の規定により交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（その他）

第１５条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

　　　附　則

この要綱は、平成２７年４月１日から施行し、同年３月２６日から適用する。

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。